

しあわせ100%

発行元 ◆ 社会福祉法人福津市社会福祉協議会 (福津市健康福祉総合センターふくとびあ内) 〒811-3218 福津市手光南二丁目1番1号
電話 34-3341 FAX 34-3343 URL <http://www.fukutsu-shakyo.or.jp> E-mail jimukyoku@fukutsu-shakyo.or.jp
印刷 ◆ 社会福祉法人福岡コロニー

←
詳しくは
最後の
ページへ

福津市障がい者虐待防止センター

を
福津市からの委託を受けて、社会福祉協議会内に設置しました!

放棄・放任
(ネグレクト)

身体的
虐待

心理的
虐待

経済的
虐待

性的
虐待

家 庭

福祉施設

職 場



あなたからの連絡が、障がい者を虐待から守ります。
また、養護者や家族の問題を解決する最初の一步になります。

5/15号
おもな
内容

特集 福祉の相談窓口(P 2~5)

- ◆平成25年度福津市社会福祉協議会事業計画と予算について(P 6-7)
- ◆社会福祉協議会は手話通訳者の派遣を行っています(P 8)
- ◆小地域福祉会&介護予防サロン 実施団体募集中(P 9)

特集

福祉の相談窓口



ふだんの生活の中で困りごとが起きた時のために、地域にはみなさまのお話をお伺いし、一緒に解決方法を考える公的機関や、福祉関係の事業所などがあります。今回の特集では、こうした福祉の相談窓口や電話相談のご紹介をします。

なにか問題に直面した時はもちろん、今後に不安なことがある時や、疑問に思われたことがある時なども、窓口や電話でお気軽におたずねください。

福津市内

高齢者（総合相談、介護など）

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
高齢者の総合相談	地域包括支援センター 43-0787	月～土曜（祝日除く） 8：30～17：30	みずきの郷
高齢者総合相談支援センター（津屋崎）	津屋崎園 52-6110	月～土曜（祝日除く） 9：00～17：00	津屋崎園
高齢者総合相談支援センター（福間中央）	福間ゆーあいの会 43-6660	月～土曜（祝日除く） 9：00～17：00	福間 ゆーあいの会
介護保険相談	市役所高齢者サービス課 43-8192	開庁時 8：30～17：00	福間庁舎

広 域

高齢者（総合相談、介護など）

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
高齢者の総合相談	福岡県社会福祉協議会 092-584-3344	火～日曜と第4月曜日 9：00～16：00 （月曜が祝日の場合は翌日休み）
在宅医療連携拠点事業室 むーみんネット	宗像医師会 37-5020	月～金曜（祝日除く） 8：30～17：15
福岡県認知症医療センター	宗像病院 36-2775	月～金曜 9：00～12：30と13：30～17：00 土曜 9：00～12：30（祝日・年末年始を除く）
【認知症】 介護経験者による電話相談	認知症の人と家族の会福岡県支部 092-584-3317	火・金曜 10：00～16：00
福祉用具相談	福岡県社会福祉協議会 092-584-4316	火～日曜と第4月曜日 9：00～17：00 （月曜が祝日の場合は翌日休み）

福津市内

障がいについての相談窓口

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
昭和学園（地域支援室）	52-4686	月～金曜（祝日除く） 9：00～18：00	昭和学園
地域活動支援センター 「みどり」	34-9750	月～金曜（祝日除く） 9：30～16：30	地域活動支援センター 「みどり」

(前ページの続き)

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
ふくふくファミリー水光	36-9772	月～金曜 8:30～17:30 (祝日の場合は電話のみ)	みずきの郷
身体障害者相談	市役所福祉課 43-8189	第4水曜 10:00～12:00	ふくとぴあ
障がい者虐待防止センター	社会福祉協議会 42-2580	月～金曜 8:30～17:00	ふくとぴあ

広 域**障がいについての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
障害者110番	福岡県障害者 社会参加促進センター 092-584-6110	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談 月～金曜 9:00～17:00 ●法律相談(弁護士) 第2・4水曜 13:00～15:00 ●医療相談(医師) 木曜 13:00～15:00 ●年金相談(社会保険労務士) 第1・3金曜 13:00～16:00
障害者相談	福岡県障害者更生相談所 092-586-1055	月～金曜(祝日除く) 8:30～17:15

福津市内**子ども・子育ての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
児童生徒に関する相談	市役所学校教育課 52-2954	開庁時 8:30～17:00	津屋崎庁舎
家庭児童相談	市役所子ども課 43-8218	開庁時 9:00～17:00	福間庁舎
子育てなんでも相談	子育て支援センター 35-8382	火～日曜 8:30～17:00 (祝日と第2土曜と翌日の日曜を除く)	ふくとぴあ
すくすく相談	市役所いきいき健康課 34-3352	年6回 13:30～16:00 ※要予約。詳しくは問合せください。	ふくとぴあ
発達相談	福津市のびのび発達支援センター 42-9119	開庁時 8:30～17:00	ふくとぴあ (面談は要予約)

広 域**子ども・子育ての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
児童相談所 全国共通ダイヤル	0570-064-000	24時間対応(電話のみ)
福岡県宗像児童相談所	37-3255	24時間対応(電話のみ)

← 次のページに続きます

福津市内		くらしと生活の相談窓口 (法律・行政・生活・人権)	
相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
無料法律相談	市役所生活安全課 43-8106	市役所生活安全課で紹介状の交付を受け、古賀・むなかた弁護士センターに予約してください。	福間庁舎 (紹介状発行)
行政相談	市役所生活安全課 43-8106	第2水曜 (祝日除く) 10:00~15:00	ふくとぴあ
消費生活相談	市役所生活安全課 43-8106	月・水・金曜 9:00~16:00	福間庁舎
生活保護相談	市役所福祉課 43-8188	開庁時 8:30~17:00	福間庁舎
生活福祉資金	社会福祉協議会 34-3341	月~金曜 (祝日除く) 8:30~17:00	ふくとぴあ
母子自立支援相談	市役所こども課 43-8218	開庁時 9:00~17:00	福間庁舎
心配ごと相談	社会福祉協議会 34-3341	第2・4水曜日 10:00~15:00 (祝日・お盆期間の場合はお問い合わせください)	ふくとぴあ
人権相談	市役所人権政策課 43-8129	第4水曜 10:00~15:00	ふくとぴあ

福津市内		こころとからだの健康についての相談	
相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
保健相談	市役所いきいき健康課 34-3351	開庁時 8:30~17:00 (事前にお電話ください)	ふくとぴあ
なんでも心の健康相談	市役所いきいき健康課 34-3351	第4月曜 14:00~16:00 (祝日の場合はお問い合わせください)	ふくとぴあ 第3木曜までに要予約

広 域		こころとからだの健康についての相談	
相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	
こころの健康相談	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 36-2473	月~金曜 (祝日除く) 8:30~17:15	
心の健康相談電話	福岡県精神保健福祉センター 092-582-7400	月~金曜 (祝日除く) 9:00~12:00と13:00~16:00	
夜間・休日 精神科相談ダイヤル	050-3777-9824	夜間 17:00~翌日8:00 休日 8:00~17:00	
ひきこもり 地域支援センター	福岡県精神保健福祉センター 092-582-7530	月~金曜 (祝日除く) 9:00~17:15	



● ご案内 ●

ここで紹介している相談窓口は、平成25年4月現在の情報です。
 なお、「相談日時」につきまして、年末年始やお盆期間などがお休みになっている場合があります。詳しくはそれぞれの窓口にご直接お問い合わせください。

広 域**いのちとこころの悩みについての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	年中無休 24時間対応
福岡いのちの電話	092-741-4343	年中無休 24時間対応

福津市内**女性のための相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
女性のための無料法律相談	市役所男女共同参画推進室 43-8116	年4回(5・8・11・2月)開催 詳細はお問い合わせください	福岡庁舎
ふくつ女性ホットライン	092-401-5353	毎日10:00~17:00(木は19:00まで) 祝日と年末年始を除く	電話のみ

広 域**女性のための相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
福岡県女性相談所	福岡県女性相談所 092-711-9874	月~金曜(祝日除く) 9:00~17:15
福岡県配偶者暴力相談支援センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 37-2880	月~金曜(祝日除く) 8:30~17:15
福岡県配偶者からの暴力相談電話	092-716-0424	月~金曜(祝日除く) 17:15~24:00 土・日曜と祝日 9:00~24:00

広 域**福祉サービスへの苦情についての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
福祉サービス苦情解決相談	運営適正化委員会 092-915-3511	火~日曜と第4月曜 9:00~17:30 (月曜が祝日の場合は翌日休み)

広 域**福祉の仕事・資格などについての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時
福祉人材求人求職相談	福岡県福祉人材センター 092-584-3310	火~日曜と第4月曜 9:00~17:00 (月曜が祝日の場合は翌日休み)

福津市内**ボランティア活動についての相談窓口**

相談窓口の名称など	連絡先	相談日時	場所など
福祉ボランティア活動についての相談	社会福祉協議会 34-3341	月~金曜(祝日除く) 8:30~17:00	ふくとぴあ
ボランティア活動全般についての相談	ボランティアハウス・ふくま 42-9071	月・火・木・金・土曜 10:00~18:00	ボランティアハウス・ふくま

社会福祉法人 福津市社会福祉協議会 平成25年度 事業計画と予算について

平成二五年度 事業計画と予算が決定

三月二十九日に、社会福祉協議会の理事会及び評議員会が開催され、平成二五年度事業計画と資金収支予算が議決されました。

社会福祉協議会では、平成二五年度は①市の「郷づくり推進事業」との役割分担による、福祉力向上のための自治会(区)活動及び介護予防サロン活動の支援、②「市民後見推進事業」や「障害者虐待防止センター事業」を市から受託することにより、市と連携しながら要援護者の権利擁護などに取り組む安心・安全体制の充実、③事業の見直しや効率化、職員の資質向上を通じた社協機能の充実強化、④広報誌やホームページを通じた社協活動のPR強化と、赤い羽根共同募金運動の理解促進を図ることによる財源確保、⑤介護保険事業の人員配置の強化や研修の強化を行うことで、介護等事業を充実させることの5つを重点的な取り組み事項として活動を展開してまいります。

ここでは、平成二五年度のおもな事業内容と予算をご紹介します。

重点事業・新事業のご紹介

小地域福祉社会育成支援事業

地域の住民のみなさんが主体となつて、お互いに支えあうためのさまざまな福祉活動を行うための組織で、原則として自治会(区)を単位に設置されます。

社会福祉協議会は設置や活動内容についての相談、補助金の交付などを支援しています。

介護予防サロン普及事業

地域福祉を支える拠点として、高齢の方などが歩いて行くことができる距離に、健康づくり、生きがいづくりなど介護予防につながるサロン活動が普及することをめざしています。

社会福祉協議会は設置や活動内容についての相談、補助金の交付などを支援しています。

市民後見推進事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利

と財産を保護するための成年後見制度に、社会福祉協議会と市民のみなさまと一緒に取り組むものです。

本年度は、市民後見に関心のある方を対象とした市民後見人養成研修を開催します。

障がい者虐待防止センター事業

障がい者への虐待の早期発見と防止、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援を行うとともに、養護者に対する支援も併せて行うことで問題の解決をめざす事業です。詳しくはP10の記事をご覧ください。

障害者意思疎通支援事業

聴覚に障がい等がある方を対象に、手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援する事業です。

福津市での手話通訳については、これまで社会福祉協議会とボランティアが中心となって担ってきましたが、四月からは一部が市の事業となり、支援の充実や新たな利用者の発掘などに取り組みます。

平成25年度 おもな事業のご紹介

生活を支える福祉サービス



- ホームヘルプサービス
- 居宅介護支援
- 日常金銭管理、福祉サービス利用などの支援



- 車イス貸出し



- 点字情報



- 音声情報



- 手話通訳
・講習会



- 移送サービス



- おもちゃ
図書館

【ご案内】

○ここでは、福津市社会福祉協議会のおもな事業をイメージとともに簡潔にお伝えしています。そのため、正式な事業名称は上記と異なる場合があります。また、詳しい事業内容についてはお問い合わせください。
○さらに詳しい事業計画をホームページで公開しています (<http://www.fukutsu-shakyo.or.jp>)

福祉のまちづくりのお手伝い



- 小地域福祉会の設置
- 介護予防サロンの設置
- レクリエーション用品等の貸出し
- 地域福祉活動についての各種研修
- 災害対策・災害ボランティア活動
- 福祉ボランティア活動の育成支援
- 福祉団体の育成支援
- 市民後見人の養成

相談など



- 障がい者虐待防止センター
- 心配ごと相談

福祉教育・啓発事業



- 各種福祉体験
- ほかほか福祉のつどい
- 障がい者の交流事業

その他

- 生活福祉資金の貸付
- 在宅介護者のつどい
- 納骨堂の管理運営

収入

種別	今年度予算	前年度比較
寄付金収入	4,010	△500
経常経費補助金収入	49,083	△1,503
受託金収入	17,032	4,019
事業収入	144	△55
共同募金配分金収入	11,161	△37
介護保険収入	41,582	△6,088
自立支援費収入	6,183	49
雑収入	633	△127
受取利息配当金収入	57	6
経理区分間繰入金収入	1,946	657
積立預金取崩収入	2,163	759
その他の収入	1	0
前期末支払資金残高	26,000	△472
収入合計	159,995	△3,292

(単位：千円)

収支予算書

支出

種別	今年度予算	前年度比較
人件費支出	102,932	1,191
事務費支出	3,436	△565
事業費支出	18,174	1,039
助成金支出	8,616	△885
経理区分間繰入金収入	1,946	657
固定資産取得及び繰入金支出	0	△500
積立預金積立支出	2,040	△242
その他支出	2,659	△88
予備費	1,100	△300
当期末支払資金残高	19,092	△3,599
支出合計	155,995	△3,292

(単位：千円)



聴覚に障がいのあるみなさまへ

手話通訳者

の派遣を行っています

社会福祉協議会では、平成25年4月1日にスタートした「福津市障害者意思疎通支援事業」を福津市から受託し、手話通訳者の派遣を行っています。初めてご利用される場合は、福津市へ書面での利用登録申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

■対象者 福津市にお住まいで、聴覚障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の身体障害者手帳をお持ちの方

■内容 以下の場面での意思疎通の支援（手話通訳者の派遣）

- 官公庁、学校、公共機関などでの手続き・相談
- 医療、健康診断
- 就業など職業に関すること
- その他生活上必要な用務 など

■利用料 無料（ただし、手話通訳者に係る施設入場料、参加費、交通費は申請者の負担となります）

■問合せ その他、詳しいご利用条件などはお問い合わせください。

●社会福祉協議会（福津市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」2階）

電話 34-3341

FAX 34-3343

メール jimukyoku@fukutsu-shakyo.or.jp

または、

●福津市役所福祉課（福津市役所福間庁舎1階）

電話 43-8189《直通》まで

訪問介護員（ホームヘルパー）募集中！

福津市社会福祉協議会では、訪問介護員（ホームヘルパー）を募集しています。ホームヘルパーは高齢者や障がい者のご自宅に訪問して身体介護や家事援助を行うことで、「住み慣れた地域で暮らしつづける」ことを支えるやりがいのある仕事です。初心者の方も歓迎です。先輩の直接の指導のほか、月1回の研修等でサポートします。



応募にあたり、介護福祉士もしくはホームヘルパー（1級又は2級）資格、そして普通運転免許が必須となります。明るく、元気な方の応募をお待ちしています。

社会福祉協議会ヘルパー室 電話 (0940) 43-5453

小地域福祉会

社会福祉協議会は地域の絆づくりを応援しています。

結成自治会(区)を募集しています



社会福祉協議会は、お互いに顔の見える自治会(区)を単位とした地域福祉活動と、この活動を組織的に進める「小地域福祉会」の結成を支援しています。

10年後、20年後の「自分のため、家族のため、地域のため」に、今から「困ったときはお互い様」の支えあい・助けあいの仕組みをつくりましょう。

1. 対象団体 自治会(区)
2. 活動内容 ○高齢者などの見守り活動 ○住民同士の交流・ふれあい活動
○日常的な支援活動 ○各種研修会・座談会 ○福祉マップの作成 など
3. 補助金額
 - ・結成初年度に事務費として50,000円を限度に補助します。
 - ・結成初年度から3年間は、活動費として50,000円を限度に補助します。
 - ・4年目以降は、当該自治会(区)からご協力いただいた赤い羽根共同募金の戸別募金実績額の30%を限度に補助します。(最低補助額30,000円)
4. 補助条件
 - ・地域に開かれた責任ある運営が行われていること。
 - ・継続的事業として展開している取り組みであること。 等

●申込み手続きなど、詳しくはお問い合わせください。 社会福祉協議会 電話 34-3341

介護予防サロン

社会福祉協議会は地域の人が集う場づくりを進めています

結成団体を募集しています



社会福祉協議会は、高齢者が地域の中に身近な「出かけていく場所」で、健康体操やレクリエーション、茶話会、その他楽しい時間を過ごすイベントなどを行い、高齢者の心身の健康づくりや、閉じこもりの防止、認知症の予防等に役立つ「介護予防サロン」の普及に取り組んでいます。

1. 対象団体 ○自治会(区) ○小地域福祉会 ○民生委員・児童委員 ○シニアクラブ
○社会福祉協議会が認める団体又は個人
2. 活動内容 ○健康チェック・健康講座 ○軽スポーツ ○茶話会 ○レクリエーションなど
3. 補助金額 活動費として活動初年度から5年間に限り5万円を限度に補助します。
4. 補助条件
 - ・最低月1回以上開催されること。
 - ・1回の実施に、利用者が10人以上であること。
 - ・無理なく体を動かす健康体操が行われていること。 等

●申込み手続きなど、詳しくはお問い合わせください。 社会福祉協議会 電話 34-3341

福津市障がい者虐待防止センターの業務について

あなた自身や、あなたの周りでおこっていませんか？障がい者への暴力…

たたく・ける・つねる・とじこめるなどは…

身体的虐待です。傷やアザ、火傷がしばしばある、急におびえたりする、傷などの説明が変化するのは身体的虐待を受けているサインかもしれません。



キスをする・わいせつな話をする・わいせつな映像を見せるなどは…

性的虐待です。人目を避けたり、卑猥な言葉をよく言うようになる等は性的虐待を受けているサインかもしれません。



無視する・こども扱いする・ばかにする・仲間に入れないなどは…

心理的虐待です。おびえる、パニックをおこす、攻撃的になったり自分を傷つけたりするのは心理的虐待を受けているサインかもしれません。

必要な福祉サービスや医療を受けさせない・食事を与えないなどは…

ネグレクト(放棄・放任)です。身体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴えたり栄養失調が見られる、学校や職場に出てこない等はネグレクトのサインかもしれません。
※セルフネグレクト…本人が、心身の健康をそこなうほど、自らの生活を放任していること。
虐待と同様に周囲からの積極的な支援が必要です。

年金などのお金を勝手に使う・年金や賃金を渡さないなどは…

経済的虐待です。生活費の支払いが滞っていたり、お金を使っている様子が見られないのは経済的虐待を受けているからかもしれません。



障害者虐待防止法では通報義務として「虐待されている障害者」だけではなく、「虐待を受けたと思われる障害者」を発見した時は速やかに通報することとなっています。「虐待じゃないかもしれないけど…」そんな場合でも、障がい者虐待防止センターに気がねなくご相談ください。

福津市障がい者虐待防止センター

福津市手光南2-1-1 ふくとぴあ2階 社会福祉協議会内

電話・FAX (0940) 42-2580

メール fukutsu.gyakutaiboushi@docomo.ne.jp

または 福津市役所健康福祉部福祉課

電話(市役所代表) (0940) 42-1111(内線2121)

【受付時間】 平日午前8時30分～午後5時(緊急の場合を除く)

相談や通報、届け出をした方の秘密は守られます。